

医業第 0313005 号

平成 25 年 3 月 13 日

都道府県 医務主管部（局）長 様

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部長



医療貸付事業における日本経済再生に向けた緊急経済対策
（平成 24 年度補正予算）における取扱いについて

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 1 月 11 日に政府において策定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴う医療貸付事業における融資条件の優遇措置等につきましては、別紙に記載のとおり実施することとしましたのでお知らせいたします。

なお、同封の「独立行政法人福祉医療機構業務方法書等の一部変更について」（平成 25 年 3 月 13 日付総企企第 0313001 号当機構理事長通知）でお知らせしているとおり、本取扱いは平成 25 年 2 月 26 日以降に貸付契約を行う貸付けから適用しますので、ご了承ください。どうぞよろしくお願いいたします。

また、当該融資条件の優遇措置等の実施にあたり、補助金の対象となる整備内容及びこれに係る財源の特定を行う必要があるため、平成 25 年 3 月 13 日付医業第 0313002 号医療貸付部長通知でご依頼している「独立行政法人福祉医療機構病院・有床診療所融資に関する証明書」と併せて、別紙様式についても交付いただければ幸いです。

おって、貴管下の市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましてもご周知くださいますようお願い申し上げます。



平成24年度 医療貸付事業 補正予算の概要について

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部

ご覧の皆さまへ

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）では、平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算に基づき、次ページ以降の優遇融資を実施いたします。

なお、今次補正予算に係る優遇融資につきましては、いずれも補助金の交付される事業が対象となりますので、どうぞご留意ください。

平成24年度補正予算の貸付条件の改善事項について

1 新規事項について

(1) 地域医療再生臨時特例交付金の対象となる高台移転整備の優遇融資

(2) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の対象となる高台移転整備及び耐震化整備の優遇融資

2 継続事項について

医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備に係る貸付利率の優遇の延長

2

1 新規事項について

(1) 地域医療再生臨時特例交付金の対象となる高台移転整備の優遇融資（病院等）

我が国は、常に大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされていることから、津波の発生に際し、その被害を相当程度軽減するための対策を講じることが重要となっています。

機構では、津波による被害が想定される区域から事前防災として高台移転等により医療機関を新たに整備する事業に対し、建築資金の融資率等の優遇措置を次のとおり期間限定で実施します。

区 分	[制度内容]
融資対象	地域医療再生臨時特例交付金の対象となる高台移転整備
貸付限度額	所要額の95%
貸付利率	(当初5年間) 7.2億円まで 無利子 7.2億円超 基準金利 ▲0.9% (6～7年目) 基準金利 ▲0.9% (8年目以降) 基準金利 同率

※1 平成26年3月31日までの時限措置

※2 所要額は交付金控除後の額となります。

3

(2) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる耐震化整備及び高台移転整備の優遇融資(介護老人保健施設)

我が国は、常に大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされていることから、建物の耐震化や津波の被害を相当程度軽減するための対策を講じることが重要となっています。

機構では、耐震化整備や津波による被害が想定される区域から事前防災として高台移転等により介護老人保健施設を新たに整備する事業に対し、建築資金の融資率等の優遇措置を次のとおり期間限定で実施します。

区分	[制度内容]		
融資対象	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる 高台移転整備	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる 耐震化整備	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる 左記以外の整備
貸付限度額	所要額の95%	標準建設費×90%	標準建設費×90%
貸付利率	(当初5年間) 7.2億円まで 無利子 7.2億円超 基準金利 ▲0.9% (6～7年目) 基準金利 ▲0.9% (8年目以降) 基準金利 同率	(当初5年間) 基準金利 ▲0.5% (5年経過後) 基準金利 +0.1%	①平成24年度中に補助金等の交付決定がなされたもの →左記の耐震化整備の貸付利率に同じ ②平成25年度以降に受理したもの(①を除く) →通常の利率(基準金利+0.1%)に同じ

※1 平成26年3月31日までの時限措置

※2 所要額は交付金控除後の額となります。

※3 標準建設費については、「機構の定める面積と実面積のいずれか小さい方」に、「機構の定める単価と実単価のいずれか低いもの」を「乗じて得た額」

4

2 継続事項について

医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備に係る貸付利率の優遇の延長

地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、入院患者等の安全を確保すると共に被災者に適切な医療を提供していくため、国においては病院の耐震化整備について、財政支援(医療施設耐震化臨時特例基金)が行われてきたところです。

機構では、平成21年度の耐震化に係る優遇融資の開始以来平成24年度補正予算においても、国の補助事業の対象となる施設整備について、貸付利率を当初5年間優遇する措置の延長を次のとおり実施します。

なお、国の補助金が交付されない耐震化整備については、貸付限度額を優遇する等優遇融資を引き続き実施しています。

区 分	[制度内容]
融資対象	医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備
貸付限度額	所要額の95%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利 ▲0.5% (5年経過後) 基準金利 同率

※1 平成26年3月31日までの時限措置

※2 所要額は交付金控除後の額となります。

5

地域医療再生計画に基づく施設整備 (高台移転整備)等の優遇融資について

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、国においては平成21年度補正予算により地域医療再生臨時特例基金を創設し、財政支援が行われてきました。

当機構においても、地域医療再生計画に基づき「地域医療再生臨時特例交付金」の対象となる施設整備を行う医療機関に係る優遇融資制度を創設し、地域医療再生計画に基づく取組みをご支援してまいりました。

平成24年度補正予算においては、地域医療再生基金に新たに高台移転整備が加わったことから、当該整備に係る優遇制度を新たに設けましたので、ご案内いたします。

1 ご利用いただけるお客さま

「地域医療再生臨時特例交付金」の対象となる施設整備事業を行う民間の医療機関の開設者の方
※高台移転整備とは、高台移転整備として交付金等を受けるものをいいます。

2 優遇融資の種類

交付金の対象となる整備について、整備内容（①：高台移転整備、②：①以外）により貸付条件の優遇内容が異なります。

	①：高台移転整備	②：①以外の事業	通常
適用期間	H25.2.26～H26.3.31	H21.6.5～H26.3.31	—
貸付限度額	所要資金※交付金を除く (建築資金+土地取得資金) ×95%	所要資金※交付金を除く (建築資金+土地取得資金※) ×90%	7.2億円
償還期間 (据置期間)	償還期間30年以内 (据置期間3年以内) 償還期間20年以内 (据置期間2年以内)		
貸付利率※2	20償還期間 年以内	(当初5年間) ～7.2億円 無利子 7.2億円超 0.2%(0.1%) (6～7年目)0.2%(0.1%) (8年目以降)1.1%(0.6%)	1.1%(0.6%)
	30償還期間 年以内	(当初5年間) ～7.2億円 無利子 7.2億円超 0.5%(0.1%) (6～7年目)0.5%(0.1%) (8年目以降)1.4%(0.6%)	1.4%(0.6%)
			(病床充足地域) 1.6%(1.1%) ※病床不足地域は上記利率▲0.5%
			(病床充足地域) 1.9%(1.1%) ※病床不足地域は上記利率▲0.5%

※1 ②の事業については、病床充足地域は土地取得資金は対象外としています。

※2 貸付利率は平成25年3月13日現在 括弧書きの利率は10年経過ごと見直し金利の利率

3 その他の貸付条件

(1)保証人については、経営責任のある保証人1名以上が必要です。なお、貸付利率に0.2%を加えて免除することが可能です。

(2)不動産担保(機構資金で建築又は取得する物件を含む施設及び敷地)の提供が必要です。

ご連絡先

※その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

●開設地が東日本(北海道～三重県)
医療貸付部 TEL 03-3438-9937
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240

医療機関の耐震化整備の優遇融資について

地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、入院患者等の安全を確保するとともに被災者に適切な医療を提供していくため、国においては病院の耐震化整備について、財政支援（医療施設耐震化臨時特例基金）が行われてきました。

当機構では国の政策と連動して、平成21年度より耐震化に係る優遇融資制度を創設し、多くのお客さまにご利用いただけてきたところです。

平成24年度補正予算においても、国の補助事業の対象となる施設整備について、貸付利率を当初5年間優遇する措置が延長されましたので、ご案内いたします。

1 ご利用いただけるお客さま

未耐震の病院（下記の(ア)又は(イ)）の建替新築や耐震改修を行う民間病院の開設者の方

(ア) 未耐震と証明された建物

（昭和56年5月31日以前に建築確認申請された建物、国土交通省告示第184号等に基づく耐震診断法による未耐震の証明）

(イ) 耐震診断の結果 I_s 値が0.6未満の建物

2 優遇融資の条件

	耐震化臨時特例交付金の対象となる 耐震化整備…①	①以外の耐震化整備…②	通常
貸付限度額	所要資金※交付金を除く（建築資金＋土地取得資金）×95% ※病床充足地域の土地取得資金は30億円又は増収効果額を上限		7.2億円
償還期間 (据置期間)	償還期間30年以内 (据置期間3年以内) 償還期間20年以内 (据置期間2年以内)		
貸付利率	20償還 年以内 期間	(当初5年間) 0.6%(0.1%) (5年経過後) 1.1%(0.6%)	1.1%(0.6%)
	30償還 年以内 期間	(当初5年間) 0.9%(0.1%) (5年経過後) 1.4%(0.6%)	1.4%(0.6%)
			(病床充足地域) 1.6%(1.1%) ※病床不足地域は上記利率▲0.5%
			(病床充足地域) 1.9%(1.1%) ※病床不足地域は上記利率▲0.5%

※貸付利率は平成25年3月13日現在 括弧書きの利率は10年経過ごと見直し金利の利率

3 その他の貸付条件

(1)保証人については、経営責任のある保証人1名以上が必要です。なお、貸付利率に0.2%を加えて免除することが可能です。

(2)不動産担保(機構資金で建築又は取得する物件を含む施設及び敷地)の提供が必要です。

4 その他

(1)貸付利率の優遇の対象となる補助金は、医療施設耐震化臨時特例基金に基づく補助金に限定されます。都道府県独自の事業は貸付利率の優遇の対象外となります。

(2)地域医療再生臨時特例交付金の対象となる高台移転事業については、別の優遇融資制度がありますのでご注意ください。

※その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

●開設地が東日本(北海道～三重県)
医療貸付部 TEL 03-3438-9937
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240

「地域医療再生臨時特例交付金」又は「医療施設耐震化臨時特例交付金」が交付される場合に「独立行政法人福祉医療機構病院・有床診療所融資に関する証明書」に添付して下さい。

別紙様式

独立行政法人福祉医療機構

理事長 殿

年 月 日

(都道府県)

印

補助対象事業に係る整備内容及び財源の内訳について

____年____月____日付「独立行政法人福祉医療機構病院・有床診療所融資に関する証明書」により証明した_____(施設名)の施設整備事業については、次の1又は2の補助金の交付申請を受け又は受ける見込みである。

当該交付申請を受け交付決定が行われた場合に交付される交付金に係る事業内容及び当該交付金の財源については、次のとおり予定している。今後、交付申請手続きにおいて金額の増減や補助金の交付が受けられない場合があるのでご留意いただきたい。

1 地域医療再生臨時特例交付金に基づく事業

地域医療再生基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知）に基づく交付金が交付される次のいずれかの事業

- ☐ 地域医療再生計画において高台等移転整備を行う必要がある医療機関として位置づけられる高台等移転事業
- ☐ 上記以外の事業

※ 該当項目にチェックして下さい。

2 医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく事業

医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605010号）に基づく交付金が交付される事業（都道府県独自の補助金は対象外）に係る交付金の財源の内訳について

財源 金額	平成23年度第3次 補正予算の積み増し分	平成24年度補正予算 の積み増し分	その他の財源
金額（百万円）			

※ 該当する場合に金額を百万円単位で記入して下さい。

※ 当該整備事業に係る基金に対応する財源が特定できない場合には、その他の財源にご記入下さい。